

〈研究ノート〉

## 中国における CSR 運動の背景

汪 志 平

### 一 中国の CSR ブーム

2004年後半から、中国における企業の社会的責任（CSR）が話題にのぼっている。企業だけでなく、NGOから政府まで、どこにいても「CSR」という言葉が聞かれるようになった<sup>1</sup>。中国最大の検索ポータル「百度」（<http://www.baidu.com>）で「社会責任」を入力して検索してみると1360万件が出た。「企業社会責任」で検索すれば806万件が出てしまう（2008年1月17日現在）。

また、中国の中央テレビ局（CCTV）が行っている「経済年度人物」の選抜基準も、ここ数年に大きく変わってきている。2002年の「創造力・挑戦心・影響力」→2003年の「影響力・展望力・創造力」→2004年の「イノベーション・責任・健康」→2005年の「イノベーション・責任・影響力・推進力」→2006年の「責任・イノベーション・影響力・推進力」→2007年の「推進力・影響力・責任・イノベーション」と推移して、「責任」が重要な基準の1つとなっている。

さらに、2006年の10大メディア（『北京青年報』や『英才』誌など）が行った「中国経営者100人」の選抜においても、「社会責任」が最重要の基準であった。

中国における企業の社会的責任に関する議論も、以前は寄付金を出して経済的弱者を救助したり、貧困地域で小学校を建設したりするなどを指すことが多かったが、最近になって、環境保護・資源節約などの内容が加えられ、さらに、株主のみならず、従業員・顧客・サプライヤー・地域コミュニティーなど多様なステークホルダーに対する責任が強調されるようになってきている。

経済のグローバル化や「科学的発展観」「和諧社会」（調和のとれた社会）などの政策指針を受け、中国のCSR推進団体が一部の大企業やメディアと連携し、中国のCSR推進の

ドライバーとなっている。各省庁やその傘下の研究機関、経済団体等により、CSRの理論的研究や取組み事例集、評価に関するガイドライン等が次々に作成され、企業に紹介されている。CSRをいかに企業の事業戦略に取り込み、事業に結び付けるかについて、中国でも模索が始まっている。

一般的に国際基準・規格への関心が高く、国際機関や欧米団体との国際シンポジウム・セミナー等が各地で頻繁に開催されている。しかし、欧米の民間組織が制定したCSR規準・規格をそのまま受け入れることは拒否している。中国企業連合会では、国連グローバル・コンパクト、SA8000（コラムを参照）をはじめとする国際的なCSR基準を踏まえつつ、中国の実情に合わせたCSRの取組みを推進するため、国際的なCSRガイドラインに関するセミナーの開催、中国企業の取組みに関する実態調査や事例集の作成などを行っている。また、国務院発展研究センターでは、CSRを持続的な経済成長や企業価値の向上に繋がる取組みと捉え、CSRに関する情報提供や研修を実施している。

また、中国はISO（国際標準化機構）におけるSR（社会的責任）の規格化に関して、SAC（中華人民共和国国家標準化機構）を中心に、積極的に取り組む姿勢である。現在、消費者・大学・NGO・産業界などの代表が参加する国内の検討委員会を設置して、中国の視点から、あるべき規格化の姿を探っている。例えば、2005年5月に中国紡績工業協会の主導で「社会責任普及委員会」を旗揚げし、中国独自のCSR基準「CSC9000T」（[www.csc9000.org.cn](http://www.csc9000.org.cn)）をスタートさせた。

表1には最近の中国におけるCSR関連の動きの一部をまとめている。

表1 中国における最近のCSR関係の動き

2008年1月9日	国家環境保護総局（SEPA）が環境法違法行為のあった多国籍企業130社を公表。 川崎重工および日清食品の関連会社がリストに。
2008年1月7日	「中国公衆環境保護民生指数（2007）」を北京で正式に発布。
2008年1月4日	国務院国有資産管理委員会は「中央企業の社会責任の履行に関する指導意見」を発表。
2008年1月1日	『労働契約法』施行。企業が雇用形態の見直しを着手。
2007年12月28日	中央企業として国家电网会社が初の「社会責任履行手引」が発布。科学発展責任、安全送電責任、ユーザー向けの行き届いたサービス責任、三農（農業・農村・農民）にサービスを提供する責任、国際運営責任、従業員発展責任、環境保護節約責任などが含まれる。
2007年12月26日	人民網によって実施された「企業社会責任調査」の結果を発表。中国石油、国家開発銀行、三星（中国）、海爾など20社が、「人民社会責任賞」を受賞。

中国における CSR 運動の背景

2007年12月12日	社会責任投資の株価指数が中国に初登場。天津泰達証券公司と深圳証券情報公司が環境保護企業株価指数を発表。中国 A 株市場上場企業約 2 千社から環境保護に最も貢献した 40 社が選ばれる。
2007年8月28日	「第三回中国企業社会責任国際フォーラム」（『中国新聞週刊』雑誌社と中国赤十字基金会共催）が北京で開催。
2007年7～8月	政府が“食の安全”で対策強化。「食品等製品の監督管理強化特別条例」を公布、「製品の品質と食品の安全業務の強化に関する通知」を通達、「中国食品品質安全状況白書」を発表、「製品品質食品安全指導グループ」を組織し呉儀副総理がトップに就任、製品品質および食品安全の処罰問題に限定した全国規模のテレビ電話会議を開催。
2007年3月19日	『人民日報』で「聚焦企業社会責任」というシリーズが開始。
2007年3月15日	中国消費者協会は「消費者の利益保護に関する優良企業の社会的責任の指導原則」を発表。
2006年10月20日	外資系企業と中国企業の 13 社が「中国 CSR 連合」（CFCSR）が発足。IBM、ノキア、HP などのグローバル企業が参加。
2006年10月	CSR 専用情報サイト「CHINA CSR MAP」（中国企業社会責任機構指南）が誕生。CSR に関連する活動を展開する組織・団体のデータを集結させたアーカイブを無料で閲覧可能。
2006年12月4日	国家環境保護総局（SEPA）が新グリーン購入法を発表。2007 年から中央と地方政府の購買物資において、環境配慮商品を優先して購入。
2006年8月末	中国事業改革・社会開発機構（CERDS）が中国企業の CSR ガイドラインを公表。
2006年3月9日	中国企業連合会の百社が省エネ承諾書を提出。節約型社会建設に貢献する 8 つの項目が含まれる。
2006年2月22日	「中国・企業社会責任国際フォーラム」（『中国新聞週刊』雑誌社主催）が北京で開催。
2005年12月	「中国企業社会責任同盟」が北京で設立。2007 年 9 月時点で 17 社が加盟。
2005年9月7日	「2005 年中国 - 欧州企業社会責任北京国際フォーラム」において、100 社に上る参加企業が『中国企業企業社会責任建設北京宣言』を採択。
2005年5月	中国紡績工業協会の主導で「社会責任普及委員会」を旗揚げ、中国独自の CSR 基準「CSC9000T」（www.csc9000.org.cn）をスタート。

出所：新聞記事およびネット報道などにより整理作成。

## コラム グローバル・コンパクトの原則

国連のアナン事務総長が1999年1月の世界経済フォーラム（ダボス）においてグローバル・コンパクトを提唱し、2000年7月26日に国連が正式に制定した。企業活動中で人権・労働・環境の各分野における9原則への支持と普及を求めている。2004年に腐敗防止に関する10番目の原則が追加された。

- 人 権 原則 1. 国際的に宣言された人権の保護を支持し尊重する。  
 原則 2. 企業自身が確実に人権弾圧に加担しないように確保する。
- 労 働 原則 3. 結社の自由と団体交渉権の権利を実質的に承認する。  
 原則 4. あらゆる形態の強制労働を撤廃する。  
 原則 5. 児童労働を実質的に廃止する。  
 原則 6. 雇用と就業に関する差別を撤廃する。
- 環 境 原則 7. 環境上の課題に対する予防的な取り組みを支持する。  
 原則 8. 環境に対するより大きな責任を負うための取り組みを行う。  
 原則 9. 環境に優しい技術の開発と普及を奨励する。
- 腐敗防止 原則 10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

出所：梅田徹『企業倫理をどう問うか』日本放送出版協会、2006年、190～193、209頁。

## コラム SA8000の要求事項

アメリカのNGOであるCEPPA（後にSAI：Social Accountability Internationalと改称）を中心に、1997年に統一規格として生まれた。SAはSocial Accountabilityの略であるが、その内容は労働者の権利保障に特化している。SA8000規格は、ILO条約をその基礎とし、ISO9001やISO14001などのマネジメントシステム規格の枠組みを採用している。具体的な要求事項は以下の通りである。

1. 児童労働：15歳未満の児童労働の禁止；ILO条約を138に示された途上国例外規定を従って14歳に設定されている地域では、その最低年齢；児童労働が発見された場合にはその救済措置を図る。
2. 強制労働：囚人労働や奴隷労働者を含む強制労働の禁止；預託金や身元証明書の提出を求めることの禁止。
3. 健康と安全：安全で衛生的な労働環境の提供；労災を防止するための手段の策定；定期的な従業員向け安全衛生研修の実施；危険源の特定と対応；トイレや飲料水等の設備。
4. 結社の自由と団体交渉権：労働組合の結成および参加と団体交渉権の尊重；結社の自由が法的に規制されている場合は、それと同等の手段を促進すること。
5. 差別：人種・階級・出身・宗教・障害・性別・同性愛者・労働組合への加盟や政治的所属・年齢による差別の禁止；セクシュアルハラスメントの禁止。

6. 懲罰：精神的・肉体的抑圧，言葉による虐待などの体罰の禁止。
7. 労働時間：法定労働時間の遵守。また最低でも週1日の休日と1週間48時間以内の労働とする；自主的な残業に対しては残業手当を支払い，残業時間は週12時間を超えないものとする；残業が団体協約にて同意されている場合は，短期間の必要に限り残業を要求することも可能。
8. 報酬：週間労働時間に対して支払われる基本給は，法のおよび業界の基準に沿ったものでなければならない。また労働者およびその家族の基本的ニーズ（裁量所得）に対応しなければならない；懲罰的な減給の禁止。
9. マネジメントシステム：方針の策定，計画および実施，継続的モニタリング，要員教育，マネジメントレビュー，外部コミュニケーション，是正措置の実施，サプライヤーの管理。

出所：藤井俊彦・海野みづえ編著『グローバル CSR 調達』日科技連出版社，2006年，58～59頁。

## 二 中国において CSR が求められる背景

CSRを構成する要素は，消費者保護，公正取引，環境保全，安全衛生，品質と安全，人権と労働，企業倫理，地域貢献など多岐にわたる。しかし，中国でCSRへの関心が急速に高まった主因に，経済の急成長を背景とする社会矛盾，労働者の人権，品質と安全，環境問題などへの対応の必要性と緊急性がある。

### 1. 経済成長一辺倒から「和谐社会」構築への政策転換

近年の中国では，20数年続けてきた経済開発優先政策のツケが顕在化した。拝金主義の蔓延，企業信用の喪失，偽帳簿・脱税の多発，偽物・コピー品の氾濫，出稼ぎ者権利の無視，鉱山爆発による死傷者の多発，貧富の差の拡大等で生じた社会矛盾は限界に達している。

また，「小さな政府」，「サービス政府」の実現で，企業への社会的監視が欠如するようになっている。さらに，国有企業経営難の原因の1つとされた企業の過大な社会的負担は取り除かされたため，国有企業改革の過程で，国有企業でさえ次第に社会的責任を果たさなくなってきた。

2003年に，胡錦濤が江沢民から政権を引き継いだ後，胡錦濤政権は，歪みをもたらした「黒猫白猫論」の修正を加え始めた。2004年9月に開かれた中国共産党第16回大会四中全会で，「建設和谐社会」（Creating a harmonious society）の目標，すなわち，経済成

長に重点を置く従来の政策を見直し、「科学的発展観」の下での「和諧社会」（調和のとれた社会）の構築を基本路線として打ち出していたのである。

振り返ってみれば、江沢民時代は競争原理の導入に重点を置き、経済成長を目指した。その半面、所得格差と地域格差が拡大して、貧困層の不満が高まった。そのため、江沢民は「三つの代表論」を掲げ、共産党の先進性を強調して、社会の安定を図ると同時に、地域格差を是正するため「西部大開発」を国家プロジェクトとして推し進めた。

「三つの代表論」は、共産党が労働者だけでなく、中国社会のあらゆる階層の代表であるというので、国民の団結を呼びかけるものだが、貧困層の不満を払拭できなかった。また「西部大開発」も、東部沿海部と西部内陸部の格差を是正できないでいる。

たとえば、改革初期の1984年に、中国のジニ係数は0.26であり、収入が相対的に平均な社会であった。しかし1995年にジニ係数が0.38、2000年に0.40という国際的に公認の警戒水準に達した。そして2004年に0.46という危険なレベルに達した。統計によると、2003年に中国人口10%の最貧困者の所得が国民総所得の1.8%しか占めていなかった。下位30%人口の所得は国民総所得の10%を、上位10%人口が国民総所得の30%近くを占めていた。

この格差難題を解決するため、胡錦涛政権は「和諧社会」作りを掲げた。特に農民の所得を増やすため、農業税の廃止などを思い切った措置をとった。そして、地域間格差是正を目的に、西部大開発に加え、東北振興など産業構造の高度化を狙った地域開発を進めている。さらに、経済成長偏重の市場原理主義に代わり、「科学的発展観」を提唱した。その内容は「以人為本」（人を最優先）して、5つの均衡と調和、すなわち都市と農村、沿海と内陸、経済と社会、人間と自然、対外開放と国内発展の調和としている。そのためには、企業に計画経済時代の「社会的負担」ではなく、市場競争社会の「社会的責任」を求め始めたのである。

## 2. 先進国における CSR 運動の波及

中国がグローバルな生産拠点または「世界工場」になりつつあり、中国の輸出入はすでに世界3位の規模に達しているため、欧米のCSR運動が中国製品の調達を通じて、中国に波及してきている。

多国籍企業が「グリーン調達ガイドライン」を策定し、サプライヤーのランク付けを行い、部品や原材料の供給業者に対して、環境基準などに合致した原材料や部品しか使っていない旨を誓約させている。例えば、米系の国際社会責任機構（SAI）は、自ら制定した企業の社会的責任基準であるSA8000を、中国でのビジネスを展開している多国籍企業を

通じて、中国の地場サプライヤーに求めている。統計によると、1997年1月～2004年7月までに、中国企業8千社がSA8000に基く審査か、SA8000の認証を受けるよう、多国籍企業に要求された。また中国製品の仕向け地の消費者やCSR活動団体は、品質等商品それ自身だけでなく、その商品の生産プロセス・生産方法（PPM）をも問い始めている。

また、最近では、そうした供給業者対象の調査に、コンプライアンスや人権配慮などのCSR項目を盛り込むところも現れた。たとえば、イオンは、「イオンサプライヤー取引行動規範」を設け、自社ブランド商品製造委託先に対して、児童労働・強制労働の禁止、適正な労働時間、贈答の禁止などの遵守を求めているほか、監査や遵守状況のチェックも行っている。

経済のグローバル化に伴い、中国で操業する多国籍企業によるサプライチェーン全体を巻き込んだCSRの取組みが求められる一方、中国企業の海外市場における競争力向上のため、中国企業もグローバルなCSRに対応することが必要となっている。グローバル経済における責任ある経済大国として、また、中国の持続的な発展のためにも、中国は直面する社会・環境問題に取り組んでいくことが求められる。

例えば、2004年9月にスペインで、「温州靴城」（中国温州地域産の安い靴の直販センター）が燃やされた事件があった。コピー品や環境汚染を垂れ流したプロセスで生産された激安品（温州産靴）に対する競争に敗れたスペインの靴業者やCSR活動家による過激な行動であったが、温州靴業界もCSR配慮が足りないと反省していた。国際化の先頭に立ったレノボ、華為、中興などの中国有力企業は例外無く、海外市場で厳しいCSR審査を受けている。

さらに、中国の大手国有エネルギー企業は、海外資源開発を推進しているが、海外における石油・鉱山のような資源開発活動は、CSRが重視されなければ「資源略奪者」に化けてしまう恐れがある。

### 3. 労働問題の顕在化

強制労働や児童労働に代表される人権、生産事故頻発にみる労働安全の問題も注目されるようになった。中国では、無賃労働・児童労働・社会保障の未加入・劣悪な労働環境等生産条件等の問題が山積している。たとえば、プレイフェア・アライアンス（Playfair Alliance）」が依頼した調査によると、広東州の事務用品製造工場のオリンピック関連用品製造ラインに20名の児童を発見した。最年少は12歳の児童が含まれている。工場が、児童に対し一日15時間以上の強制労働を中国の最低賃金で行っていた。

中国政府が定める労働基準法への違反や、先進国の取引企業が定めるサプライチェーン

規範への違反などといった、中国の製造工場が抱える問題に直面している産業は、1990年代に「スウェット・ショップ」と題された衣料品産業に限らず、家具・電気機器・コンピューターなど、多岐にわたっている。

『Business Week』誌では、中国において労働環境改善を妨げている要因について、製造工場の隠蔽工作が巧妙になっていることを挙げている。多くの工場で監査に従事した経験を持つ、某大手国際企業のコンプライアンス・マネージャーによると、中国のサプライヤー（製造工場）が事実と異なる内容の給料支払簿を提出したケースが、過去4年間で46%から75%に急増しているという。また、あるコンプライアンス・マネージャーからは、監査中に鍵がかけられている隠れ作業場を発見したことで、児童労働が発覚したというケースも報告されている。

また、広州市のある製造工場には、予期せぬ監査が入った時の「対応マニュアル」がある。そのマニュアルには、①直ちに法定基準以下の年齢の研修生徒身元証明証不所持の労働者を確認し、裏戸を通して作業場からだ移出させること。そして、彼らには寮周辺には近寄るなという命令を出すこと、②受付に直ちに全ての関係書類を集めるように命令すること、③全従業員に耳栓やマスクなどの安全装備の装着を徹底させること、などの項目がある。

同誌によると、米国のサプライチェーン労働基準において4回目の違反が確認された場合には提携関係を解消するという背景も、製造工場が隠蔽行為を行う理由として挙げられる。例えば、2005年にウォルマートでは児童労働などの深刻な問題が発覚した工場141工場と取引を中止している。

もう1つの理由は、輸出先の多国籍企業は、サプライヤーに対して常に価格の引き下げを要求しているため、中国企業は低価格・大量生産のなかで利益を上げなければならないという状況に直面している。この圧力が、工場が労働環境の現状を偽る強い動機になっている。つまり、工場での労働基準違反は、米国企業などが「責任ある資本主義」を実現するために必要不可欠な行為となっているという現実がある。

#### 4. 生産事故の多発

国家安全生産監督管理局の発表（2008年1月12日）によると、2007年の事故死者は10.15万人で、2002年より3.79万人少なく、過去5年間に累計して27.2%減少した<sup>2</sup>。うち、炭鉱事故死が20.2%減、道路交通事故死が8.7%減、鉄道交通事故死が45.1%も減少した。

参考までに、国家安全生産監督管理局の発表した2003年の事故死者は13万人強で、死者の内訳では、道路交通事故が104,372人、鉱工業事故が17,315人、鉄道事故8,530人、



火災事故 2,497 人などとなっている。

2003 年春の全人代で、1998 年以来国家経済貿易委員会指揮下にあった「国家安全生産監督管理局」を国務院直属機構に昇格させて独立性と権威を高め、安全管理に関する中央と地方の合理的な管理体制の構築に着手した。

国家安全生産監督管理局は、2002 年 11 月に施行された『安全生産法』の「安全生産事故に対しては、刑事・民事上の責任に加え、行政責任も追及する」という規定に則り、2003 年 7 月 1 日に『安全生産違法行為行政処罰方法』を施行した。これには行政処罰の種類・手順・管轄部署などが細かく規定され、これにより、例えばこれまで当局の頭痛の種だった不法な小規模炭鉱を取り締るための十分な法律的根拠が提供された。

2003 年 11 月、国務院安全生産委員会弁公室が設置され、国家安全生産監督管理局はその日常的業務機構として位置づけられた。また、2004 年からは民生部によって、一部の省・市・自治区を試験地域とし、より速く正確な災害管理情報システム構築へ向けた努力も始まっている。

中国は世界の石炭の 35%を生産しているが、世界の炭坑における死亡事故の 80%を中国が占めている。2005 年における中国の炭鉱事故数が 3,341 件、死者総計 5,986 名という結果が報告されている。たとえば、黒龍江沿いの炭鉱爆発事故で 169 名の死者を出し、唐山市の爆発事故で 106 名が死亡となっている。

これを受けて、中国政府は安全性が低く、事故発生率が高い小規模工場に対して、即刻閉鎖を求める方針を打ち出した。石炭生産量が年間 3 万トン以下の工場が、2007 年末を目処に全て閉鎖、もしくは大規模工場と統合という形がとられることになった。

これらの努力にもかかわらず、劉鉄民・国家安全生産監督管理局の安全生産科学研究院院長によると、2005 年に全世界で一回の事故で死者 100 人以上の重大事故は全て中国で発生していた。最近 10 年間、一回の事故で死者 200 人以上の重大事故も全て中国で発生していた。このような驚くべき数字から、中国の労働者はいかに危険な環境で作業しているかが分かる。彼らの生命・健康がきちんと守られておらず、多くの企業は基本的な社会責任を果たしていない。

中国の製造業が急速に発展しているが、環境汚染と安全生産の問題が突出して現れてきている。1978 年に世界第 32 位にあった中国経済規模は、2005 年に世界第 4 位にランクされた。2006 年に中国の輸出入総額が 1.4 兆ドルに達し、世界 3 位となっている。2007 年には輸出入総額が 2 兆ドルを超え、外貨準備が世界最大となり、1.5 兆ドルを突破した<sup>3</sup>。これらの誇るべき数字の背後には、労働者が多大な犠牲を払っていることが注意すべきである。

## 5. 企業不祥事が頻発

企業不祥事が頻発しているため、市民や消費者の企業に対する視線はますます厳しくなっている。さらに、消費者の権利意識の向上に伴い、製品・サービスの品質のみならず、企業行為や労働環境、安全衛生についても、企業に積極的に問題の是正を求めていく傾向が見られる。さらに、インターネットの普及とマスコミ報道の増加も、これらの動きを加速している。なかには、企業の不正を糾弾するサイトまでも出現するようになった。

2001年に古い餡を使っていたのがばれ、翌春に破産宣告を受けた「南京冠生園」の12のチェーン店が2005年5月、漸く試験営業を開始した。企業モラルが厳しく問われた事件であったが、様々な手口を使ったインチキ商売の跋扈は今も一向に衰えを見せていない。

例えば2005年4月11日付『人民日報』に「高級パーマ用の水がなんとポリタンクの水」という記事が掲載された。瀋陽市で一部の美容院が扱う韓国やイタリアからの輸入物とされ、一回100元もする水が同市の卸売市場ではなんと数元、しかも輸入物とは真っ赤なうそであり、実は南方から送られてきたポリタンク水とのこと。

中国では普通、店は客にレシートを発行しこれに税金がかかる。そこで店主は客にレシートを出さず、代わりに景品を渡すなどあの手この手。業を煮やした政府がレシート宝くじを考案し一定の効果を上げたが、商店側も今度はレシートよりもっと有利な宝くじ券を作って代わりに手渡す始末である。

朱鎔基前首相はかつてこの状況を改善するために「誠信」を提唱したが、2005年、漸く「誠信」を企業に求める法的・システマ的な取り組みが動き出した。商務部が開発した“3 + 1”（企業再建管理状況、債務・契約履行状況、公共記録及び財務状況と総融資能力）評価もその1つの表れである。

国家工商管理総局は2003年から企業信用分類監督改革を開始し、企業をその信用度によって緑・青・黄・黒（信用・警告・不信・極めて不信）に分類、2007年末には全国的な企業信用度情報ネットワークの完成を目指している。既に浙江省では2001年末からその取り組みが始まり、上記4分類に加え、「信用優良」「信用良好」「信用穩定」「信用波動」「信用低下」「信用破産」と6等級を表示、同省杭州市では8079企業が信用破産を宣告された。

2005年、国務院は「2005年全国市場経済秩序整頓・規範化活動の要点」「商業詐欺行為特別取り締まり活動展開に関する国務院弁公庁の通知」を矢継ぎ早に発した。これにあわせ、2005年1月1日の『人民日報』は、「全国誠信等級AA - AAA級企業の紹介」と銘打って、まず海爾や光明乳業など6社を掲載した。同年2月1日、北京市は「北京市商業小

売販売促進行為規範」を試行，7種類の行為を規制し，例えば，店側にはルール最終解释权が無い，値段を吊り上げての大幅割引の自粛要請，返品期限は7日以上・期間限定の期間は3日以上といった内容を盛り込んだ。山西省も「山西省商業小売企業販売促進行為規範（試行）」を打ち出すなどしている。9月には商務部・国家发展改革委員会など11部門合同で「誠信興商宣伝月間」が大々的に展開された。

企業の信用度ランク付けも益々盛んになっている。2005年8月に開催された全国商工部門企業信用分類監督工作会議によれば，全国の工商機関は既に全国企業の66.5%に当たる510万社の格付けを終え，今後は営業取り消し処分を受けた企業のブラックリスト作成に取り掛かるとのこと。すでにネット上にブラックリスト129万社を含む639万社の情報が蓄積され，非公開で各行政レベルに提供されている。各業界の対応も始まり，例えば建設業界は8月に社会信用度AAA級50社を，旅行業界も12月に第一次誠信旅行社名簿24社を発表した。

違反企業に対する取り締まりも2005年秋から段々厳しくなってきた。山東省では166の企業が「契約遵守企業」の名称を剥奪され，河南省では40の金融機関が「銀行権利擁護条約」に調印，情報を交換して問題企業を排除する手段に出た。また，上海税務局は税を滞納している企業にイエローカードを突きつけ，30社近くを降格処分にし，年明けには同じ上海の23のホテルが星によるランク付けから除外された。

2006年春から『人民日報』は，高すぎる医療費の問題などに絡む反商業賄賂キャンペーンを盛んに進めているが，商業モラル確立への努力が掛け声倒れになるか否かは，中国の今後を占う上で極めて重要なポイントであると言えよう。

## 6. 環境汚染と食の安全へ関心の高まり

GDP一点張りの成長路線を突っ走ってきた中国では，環境破壊と環境汚染が著しく進み，大気・水・土壌など農地自体の汚染で，民衆の食の安全が根底から脅かされる事態になっている。「GDPが平均で400～1000ドルの中国に，先進国でGDPが3000～10000ドルの時に出現する環境汚染がなぜ出現するのか？」2005年12月19日『人民日報』で呉焯氏は問いかけ，利益追求にのみ狂奔する中国企業に対する厳しい批判が綴られている。

2008年1月7日，「中国公衆環境保護民生指数（2007）」を北京で正式に発布された<sup>4</sup>。これは国家環境保護総局の指導のもとで，中国環境文化促進会が作成したものであり，「中国公衆の環境保護意識と行動を示すバロメーター」に譬えられている。当該指数は2005年から正式に発布しされ，今回は3回目となる。全国31の省・直轄市・自治区の省都て9011人の市民に対する調査の結果，回答者の60.7%が食品の安全性を心配し，39.7%が住

宅の内装塗料の安全性に不安を感じ、25.8%は所在地域の空気の質に「不満足」「あまり満足していない」、そして41.8%が服装原材料の汚染に大きな関心を持っていると回答した。

「中国公衆環境保護民生指数（2007）」の調査によると、物価・環境汚染・社会治安が現在市民の最も関心の高い問題である。66.9%の市民が現在中国の環境汚染問題が非常に大きいを認識しており、前年比3.9%増えた。環境問題の原因について、回答者の58%は「企業が自分の利益のみ重視し社会責任が欠如しているため」、44%は「(政府が) 経済の発展ばかりを強調したため」とみている。

他方、2006年後半、食の安全に関わる事件が相次いだ。9月には上海で「瘦肉精」（クレンブテロール：豚肉から脂肪を減らすのに使用）が原因で、市内9区300人余りが食中毒にかかった。また、浙江省海塩屠殺加工場から仕入れた肉、特に内臓が原因だったが、何とこの肉は検疫を通過した証明書付の肉であった。

2006年11月には、中国全土を震撼させた「蘇丹紅」（発ガン性のある合成赤色着色料）事件が起こった。蘇丹紅はI～IV号までである工業用の赤色染料で発ガン性があり、2005年に「蘇丹紅I号」が食品に使用されていることが判明し問題になったが、今回は河北省で生産されていたアヒルの卵に、より毒性の強い「蘇丹紅IV号」が黄身を赤くするために使われ、主に北京市場に出荷されていたため大騒ぎに。北京市政府食品安全弁公室も北京市場を調査したところ、22個のサンプル中6個に蘇丹紅が含まれていたと発表、主要生産地の平山県では5100匹のアヒルが処分された。

さらに同じ時期に、多宝魚（イシビラメ）に合成抗菌剤マラカイトグリーンが使用されていた問題が発覚した。上海市の監督局が30件余りのサンプルを調査したところ、全て基準をオーバーした。北京でも販売が全面禁止され、全国の沿海地区に養殖魚に対する検査実施の指示が出される騒ぎになった。

このほか、たんぱく質の含有量がほとんどゼロという粉ミルクを食べた幼児が死亡した事件があった。

国家品質検査総局による2006年中の検査結果によると、ハム・ソーセージの2割余り・ビスケットの3割・炭酸飲料の4分の1・冷凍食品の3割近く・チマキの14.5%・乾物の2割近くが何らかの理由で不合格であった。また、飲料水（北京・上海・天津・成都）の不良品約25%、醤油（北京・天津等北方地域）の不良品は約40%、小麦製品（北京・上海等10都市）の不良品は約60%に達していた。

こういった状況の下、中国政府はどんな取り組みを行っているのか。

中国における食の安全を脅かしているのが、農産物自体の汚染・食品を生産加工する時

点での偽物粗悪品の製造・食品の流過程での違法行為などである。こうした問題への取り組みがようやく 2006 年に具体化の一步を踏み出した。

その目玉とも言えるのが、同年 4 月に全人代常務委員会を通過し、11 月 1 日から施行された『農産物品質安全法』である。同法は全 8 章、第 2 章：農産物品質安全基準、第 3 章：農産物生産地、第 4 章：農産物の生産、第 5 章：農産物の包装とラベルとなっていて、各項に対する県レベル以上の行政府の責任が詳しく規定され、一方、第 7 章：法律責任では、農産物品質安全検査機構がデータを捏造した場合に 5 万元以上 10 万元以下の罰金が科せられるなど、様々な違反項目に対し厳しい処罰規定が設けられた。栽培・加工→包装→貯蔵→輸送→販売→消費という全過程を網羅する同法が制定されれば、食の安全に対する大きなインパクトになるであろう。

国家食品薬品監督局は 2010 年までに、全国の 90 % 以上の県・市を網羅する食品安全情報監視測定ネットワークを構築し、重大な食品事故処理率 100 % を目指すとの考えを示したが、遺伝子組み換え作物に対する議論が漸く高まりを見せるなど、食の安全に対する国民の関心はこれまでにない盛り上がりを見せつつある。

食品を生産現場からトータル管理しよう、という動きも活発化している。上海、南京などでは、食品の身上調査書ともいうべき、作物・畜産物・加工食品などの生産者・生産地区・生産方法など様々な関係データを明示する試みも始まった。農薬・重金属・有害生物などが国の一定基準内に抑えられている「無公害食品」、化学肥料・農薬・各種添加剤などを全く使用しない AA 級か、ほとんど使っていない A 級「緑色食品」、そして有機農業システムにより生産された原料のみを使用した「有機食品」が今、中国で大きなブームになっている。

有機農業開発を専門に手がけているある香港企業は、西北 4 省に 2 箇所の加工工場、4 箇所の農場を建設し、野菜、果物、食肉用の牛や羊を育てている。野菜、果物の栽培では、化学肥料や農薬を一切使わず、例えば殺虫剤を使わずに、タバコの葉の水溶液を噴霧したり、防虫網で防いだりしている。ただ、「緑色食品」企業をうたう企業が急増する一方で、正式に認可されているのはまだ僅か 2～3 % というのでは、信頼度が高くない。

他方、例えば 2006 年 2 月 20 日付の『人民日報』は、山東省済南市のあるスーパーで「無公害」の認定を受けたニラが 1 キロ 8 元、キュウリが同 16 元で売られていると報じたが、この値段では一般庶民の口には入らず、問題の解決につながらないことは明白である。

2006 年 12 月 5 日付『人民日報』に「食品工業は道徳工業である」という評論が掲載されている。

### 三 中国における CSR 運動の展開

#### 1. 近年の CSR 運動の展開

2005 年末、国務院国有資産監督管理委員会の音頭取りで『中国企業社会責任連盟』が成立、『2005 年中国企業社会責任フォーラム』が開催され、国内最初の『中国企業社会責任基準』が制定され、更に『中国企業社会責任北京宣言』が発表された。

宣言の内容は 6 項目に分かれ、その第 3 項には「企業はまず人権の倫理を履行し、工場の搾取労働を禁止し、従業員の生命と健康を害する生産行為を禁止し、ステークホルダーの道徳的要求を擁護し、更に環境倫理・生命倫理・技術倫理・ネット倫理・異なる文明間の交流倫理を守り、誠意ある経営をし、誠意ある取引をし、相手を欺かず、信用を守り、また、積極的に所在地域の建設事業を支持し資金援助し、現地政府をできる限り援助しなければならない」と記されている。

その後、2006 年は、中国にとって、企業文化と CSR への取り組みが文字通り真剣に始まった年になった。3 月には中国企業初の社会責任報告となった 2 万 9000 字に及ぶ『国家电网公司 2005 社会責任報告』が発表され、深圳では『企業の社会的責任履行推進に関する深圳市指導意見』の雛形がたたき台として提示された。深圳は賃金の遅配欠配問題が深刻だったため、2 年かけて企業の社会的責任履行に関する調査報告を作成・公表し、あわせて企業社会責任認証制度の実施を提唱している。

2006 年 11 月 17 日付『人民日報』に、「第 5 回全国企業文化年会」の特集ページが組まれた。外資企業の取り組みも詳しく紹介された。2006 年 11 月 26 日付では、三星（サムスン）の『一心一村運動』が大きく取り上げられた。『一心一村運動』とは、韓国が近年、都市と農村の交流として繰り広げている『一社一村運動』を三星が中国に持ち込んだもので、その支社がある村と姉妹関係を結んでこれを支援、1 年間で中国全土 35 の村に広がっている。

2007 年 1 月 22 日付では、東芝の取り組みが紹介されている。東芝は 2005 年に外資系企業として初めて中国語版の企業責任報告書を作成、2006 年末にも『東芝グループ CSR 報告書 2006』中国語版を公表した。これらの行為により、東芝は連続して「光明公益賞」を受賞している。

2006 年は更に『企業文化師国家職業基準』も公布された。企業文化の調査研究・建設企画と実施・建設評価などを行う「企業文化師」が新しい職業として認定され、北京では 180 人余りが参加したトレーニングも行われた。

また、『人民日報』には 2006 年以来、『感言』と題するコーナーが設けられ、企業家や

関係者が企業の社会的責任について論陣を張っているが、その内容からも、徐々に議論と認識の深まりが感じられる。

そして2007年3月19日から、『人民日報』で「聚焦企業社会責任」（企業の社会的責任ズームアップ）というシリーズが始まった。編集は巻頭の辞で次のように率直に指摘している。

「去年から、国家電網・中国移动・中国石油・浦東開発銀行など『企業社会責任報告』を発表する中国企業が増えている。中国建築一局グループのようにISO社会責任規格に積極的な企業もあり、企業の社会的責任は社会の注目の的になっている。…近年、わが国の経済成長方式の転換に直面し、中国の企業には、発展を前提としつつも、人に優しい調和した持続可能な発展が求められるようになった。企業が社会的責任を担うことは、国際競争において必要なだけでなく、国内の発展方法の変化によるニーズでもある。…残念ながら社会的責任が何を指すか、多くの企業がてんで解っておらず、間違った解釈さえある。また、社会的責任を強調すれば企業の負担増になるばかりだ、と考える認識の非常に低い企業も多い。…」

また同じ紙面で、陳英・中国企業連合会副理事長の『社会的責任の履行は企業の義務』と題する文章で、「企業は経済主体であるのみならず、社会の一部であり、社会の様々な利益関係の中で従業員・消費者・地域社会・社会に対する責任を負い、協調的な労使関係・公平な競争が保たれる市場・持続可能な発展ができる環境を築く責任を負わなければならない」と力説した。

## 2. 中国企業の社会的責任の履行がまだ不十分

段応碧・中国扶貧基金会会長によれば、中国で登録している企業は約1000万社もあるが、そのうち寄付記録あるのは1%も満たない。中華慈善総会が得ている寄付金のうち、70%は海外および香港・台湾からのものであり、国内の富豪による寄付は15%未満である。財産あり責任なし、資本あり道徳なし、地位あり良心なければ、「和諧社会」の構築は不可能であろう。

上海証券取引所が2007年11月に発行した『中国企業統治報告（2007年版）—利益関係者と企業の社会的責任』では、上場企業の社会的責任の履行状況がまだ不十分であり、次のような問題点を指摘した<sup>5</sup>。

①上場企業が中小投資家の利益をたびたび侵害している。たとえば関連取引を通じて大口株主に利益を供与する、情報を全面的に公開しないなどの行為があり、これにより中小投資家と大口株主との間、企業と一般投資家との間で深刻な情報の非対称が起り、中小

投資家の利益が損なわれている。

②企業の発展や運営における従業員の参加・監督・受益が十分に保障されていない。上海証券取引所が同取引所の上場企業 135 社を対象に今年行ったサンプル調査によると、取締役会メンバーに従業員の代表が入っていない企業が 77 %、監事会メンバーに従業員代表が 3 分の 1 に達していない企業が 59.2 % に上った。

③債権者の利益保護が非常に手薄で、破産手続きでは債権者が往々にして「蚊帳の外」に置かれる。特に地方政府の保護により、破産をめぐる詐欺行為の是正と追及が難しく、償還能力のない債務者に対する銀行の影響力が厳しく制限されている。

④環境保護の意識が低い。少数の大企業を除いて、現在上場企業の環境対策費用は少なく、重大な環境汚染がたびたび発生している。

⑤上場企業の多くは社会に対する責任感が弱く、慈善事業への関心が低い企業も目立つ。調査対象となった企業のうち約 9 割で 2006 年の慈善事業への寄付額が 100 万元を下回り、ゼロと回答した企業も 40 社に上った。

確かに現状において中国企業の大半は、いまだに CSR を企業の負担として見ている。製品販売のためには CSR の審査や認証を受けざるを得ないと消極的な対応を見せている。これに対して数は少ないが、一部のエコノミストや企業家は、CSR 基準・規格を国際社会に認められるグローバルな競争ルールと見なし、企業の社会的責任能力は競争力の要素を構成すると理解し始めている。

つまり、「責任能力は、企業競争力の重要な構成部分であり、社会的責任能力のない企業には競争力がない。競争力のある企業は社会的責任を基礎と前提にしている」という「企業責任競争力論」、あるいは「軟競争力」(Soft Competitive Advantage) を提起している。

## 結 び

近年の新聞を開いて見ると、中国製食品、中国製雑貨品、中国製玩具…これらのニュースを見るたびに、筆者は「中国の企業は何をしているんだよ」といつも嘆息している。2007 年に北米でのペットフードによるペットの死や、パナマでのジエチレングリコールの入った歯磨きの問題など、Made in China に対する信頼が大きく揺らいでしまった。

グローバル市場では、「責任ある良き企業」しか生き残れない時代を迎えている。しかし、「責任ある良き企業」の姿は必ずしも単一ではなく、様々なバリエーションがある。中国企業ならびに中国における外資系企業の CSR 経営への取り組みについて、稿を改め



て考察することを思っている。

### 参考文献

- 张维迎「正确理解企业社会责任」『经济观察报』2007年8月20日  
仲大军「企业社会责任在中国进展的情况」2006-8-4  
(<http://www.dajun.com.cn/qiyedezeren.html>)  
徐清扬「中国企业直面“中国制造”在国际市场的信任问题」新华网 2007-10-3  
覃炜明「“中国制造”如何应对海外信任危机？」『珠江商报』2007-10-16  
庄建生「企业责任价值观颠覆利润至上」『中华工商时报』2007-10-31  
刘伟华「企业公民委员会的 CSR 活动现状和 CSR 的主要课题」『责任竞争力』2006-12-12  
郑若娟「社会责任：扎根中国的土壤」『责任竞争力』2007-07-10  
王凯 黎友焕「国内企业社会责任理论研究综述」『责任竞争力』2007-02-12  
剧锦文「圣诞玩具现象：中国制造背后的努力和代价」中国质量万里行杂志 2008-1-4  
周志田「社会责任国际标准体系 SA8000——构建和谐社会的催化剂」2005年7月27日  
(<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/zgqy/>)  
社団法人海外事業活動関連協議会 (CBCC)『日中 CSR 対話フォーラム報告書』2007年10月。  
社団法人海外事業活動関連協議会 (CBCC)『中国における CSR (企業の社会的責任) 報告書』2007年3月。  
金 堅敏「ヒートアップする中国の企業の社会的責任 (CSR) 運動」, 2006年1月  
(<http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/china-research/topics/2006/no-21.html>)  
三瀨正道「問われる商業モラル」, 2006年4月24日 (<http://www.chinavi.jp/2006kami.html>)  
三瀨正道「企業の社会的責任と企業文化」, 2007年7月17日 (<http://www.chinavi.jp/koramu285.html>)  
梅田 徹『企業倫理をどう問うか』日本放送出版協会, 2006年  
藤井俊彦・海野みづえ編著『グローバル CSR 調達』日科技連出版社, 2006年  
汪 志平『企業論入門』中央経済社, 2007年

(本稿は平成 19 年度, 学校法人札幌大学研究助成により行われた研究成果の一部である)

- 
- 1 CSR begins to take solid shape, *China Daily*, 2006-10-27
  - 2 「事故死亡人数五年下降 27.2%」『人民日報 (海外版)』2008年1月14日。
  - 3 「中国外貿首超 2 万億美元」「我国外匯儲備突破 1.5 万億美元」『人民日報 (海外版)』2008年1月12日。
  - 4 「環保民生指數 (2007) 出爐」『人民日報 (海外版)』2008年1月8日。
  - 5 人民網 (日本語版), 2007年11月19日。